

# 公 告

下記の掛川市公有財産売払いについて、一般競争入札を行うので、掛川市公有財産の売払いに係る一般競争入札の実施に関する要領第3条の規定に基づき公告する。

令和5年11月27日

掛川市長 久保田 崇

## 記

### 1 入札執行者

掛川市長 久保田 崇

### 2 入札に付する公有財産

入札対象財産

土地

地番：掛川市千浜字京田4160番1

地目：宅地

面積：723.71㎡

予定価格（最低売却価格） 3,851,000円

### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

掛川市内に住民登録をしている個人、又は掛川市内に本社及び営業所のある法人で次の各号のいずれにも該当しない者

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する掛川市の職員
- (4) 一般競争入札参加申込書を市が指定した期日までに提出しなかった者
- (5) 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - エ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) その他、市長が入札参加者として不適當であると判断した者

#### 4 入札に参加する申請の期間及び場所

##### (1) 申請期間

令和5年11月28日(火)から令和5年12月28日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 申請場所 掛川市役所総務部資産経営課  
電話番号 0537-21-1132(直通)

#### 5 入札の日時及び執行場所

(1) 日 時 令和6年1月18日(木) 午前11時00分から

(2) 執行場所 掛川市役所 4階 会議室6

#### 6 入札の無効に関する事項

次の各号の一に該当する者の入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者

(2) 金額を訂正して入札した者

(3) 金額その他の事項につき確認できない記載をした者

(4) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者

(5) 入札対象財産1件につき2以上の入札をした者

(6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者

(7) 2人以上の代理人となって入札した者

(8) 入札書を指定した日時及び場所に提出しなかった者

(9) 委任状がなく入札参加者の代理人として入札した者

(10) 入札参加心得に示した条件に違反して入札した者

(11) 前各号に定める者のほか、指示した条件に違反して入札した者

#### 7 入札保証金に関する事項

入札保証金は無しとする。

#### 8 その他必要な事項

(1) 郵送又は電送による入札は認めない。

(2) 詳細は「掛川市公有財産の売払いに係る一般競争入札の実施に関する要領」による。

(3) 照会窓口は、掛川市役所総務部資産経営課管財係(電話番号:0537-21-1132(直通))とする。

## 掛川市公有財産の売払いに係る一般競争入札の実施に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、掛川市公有財産の売払いに係る一般競争入札の実施について、必要な事項を定める。

(入札参加資格を有しない者)

第2条 次に掲げる者は、入札参加資格を有しない。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する掛川市の職員
- (4) 一般競争入札参加申込書を市が指定した期日までに提出しなかった者
- (5) 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - エ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) その他、市長が入札参加者として不適當であると判断した者

(入札の公告)

第3条 入札の公告は、入札期日から起算して、少なくとも10日前までに、市掲示場への掲示その他の方法により行わなければならない。

(公告の事項)

第4条 前条における公告は、次に掲げる事項について行わなければならない。

- (1) 入札に付する公有財産の所在地、面積及び最低売却価格
- (2) 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格に関する事項
- (3) 入札に参加する申請場所
- (4) 入札の日時及び執行場所
- (5) 入札の無効に関する事項
- (6) 入札保証金に関する事項
- (7) その他必要な事項

（提出書類）

第5条 入札参加希望者は、入札の公告において指定する期限までに次に掲げる書類を持参または書留郵便により提出しなければならない。

- (1) 一般競争入札参加申込書
- (2) 土地利用計画書
- (3) 住民票（法人の場合は登記事項証明書）
- (4) その他必要な事項

（現地説明会の開催）

第6条 市長が必要と認めるときは、適宜現地説明会を開催する。

（入札書の提出）

第7条 入札書の提出に当たり、次に掲げる事項を参加者に周知させなければならない。

- (1) 入札書は、所定の入札書により、本人又はその代理人が出頭して封書にて提出すること
- (2) 入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名）を記入の上、押印すること
- (3) 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出すること
- (4) 提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができないこと

（入札書の無効）

第8条 次の各号の一に該当する者の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者
- (2) 金額その他の事項につき確認できない記載をした者
- (3) 談合その他不正行為を行ったと認められる者
- (4) 入札対象財産1件につき2以上の入札をした者
- (5) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者

- (6) 入札対象財産1件につき2人以上の代理人となって入札をした者
- (7) 入札参加者又は代理人の記名押印のない入札をした者
- (8) 鉛筆書きの入札をした者
- (9) 金額を訂正した入札をした者
- (10) 指定した日時、場所に入札をしなかった者
- (11) 郵送又はファクシミリによる入札をした者
- (12) 担当職員の指示に従わず入札をした者
- (13) 委任状がなく入札参加者の代理人として入札した者
- (14) 入札参加心得に示した条件に違反して入札した者
- (15) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した入札をした者

(開札)

第9条 開札は、入札参加者の面前で入札終了後直ちに行うものとする。ただし、入札参加者が開札に立ち会わない場合には、入札に関係ない掛川市職員を立ち会わせて開札するものとする。この場合、入札参加者は異議の申し立てはできないものとする。

(落札者の決定)

第10条 落札者は、市の予定価格（最低売却価格）以上、かつ、最高金額の入札を行った者とする。

2 市の予定価格（最低売却価格）以上、かつ、最高金額の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に申し込み順にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札に関係ない掛川市職員に代わりにくじを引かせ決定するものとし、入札参加者はこの決定に対し異議の申し立てができないものとする。

3 落札者がある時は、その者の氏名（名称）及び金額を、落札者がない時はその旨を、入札参加者に直ちに口頭で公表するものとする。

(入札結果等の通知)

第11条 落札者があるときは、その者の氏名及び金額を、落札者がないときはその旨を、入札参加者に通知する。

(契約の締結)

第12条 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対し、契約の締結について必要な事項を通知するものとする。

2 落札者は、落札の通知を受けてから14日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めた場合は、その期日を延長

することができる。

- 3 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失うものとする。

(契約保証金)

第13条 落札者は、契約書を提出する時までには、契約保証金として売買代金の100分の10に相当する金額を、市が発行する納入通知書により納付しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めた場合は、その期日を延長できるものとする。

- 2 契約保証金は、売買代金に充当するものとする。

- 3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(売買代金の支払い)

第14条 落札者は、契約締結の日から60日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)に、売買代金(落札代金から契約保証金を差し引いた金額)を、市が発行する納入通知書により納付しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めた場合は、その期日を延長できるものとする。

- 2 落札者が前項の売買代金を指定した日までに納付しない場合は、落札者はその日の翌日から納付した日まで納付すべき金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の割合を乗じて算出した金額を、遅延利息として支払うものとする。

- 3 落札者が第1項の金額を納付しない場合は、市は契約を解除することができるものとする。この場合、契約保証金は市に帰属し、落札者に還付しないものとする。

(所有権移転登記と公租公課)

第15条 落札した財産の所有権移転登記手続きは、売買代金完納後、落札者が行うものとする。

- 2 所有権移転登記手続きに要する不動産登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、落札者が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第16条 落札者は、この契約締結後、当該物件に面積の不足その他隠れた契約不適合のあることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除ができないものとする。ただし、当該契約が消費者契約法(平成12年法律第61号)の適用を受ける場合については、当該物件の引き渡しの日から2年間は、売買代金の減額又は補修工事のいずれかを請求することができるものとする。

(用途の制限)

第17条 落札者は、当該物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供してはならない。  
（情報公開等について）

第18条 入札結果については、落札者の法人・個人の別及び落札金額を公開できるものとする。

2 掛川市情報公開条例（平成17年掛川市条例第15号）に基づく開示請求がなされた場合には、落札者に関する情報を開示することがある。

附 則

この要領は、令和4年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月31日から施行する。